「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について

平成 29 年 4 月 12 日 一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 指針改正の目的等

本協会では、認定個人情報保護団体として、会員の金融先物取引業に係る業務における個人情報等の適正な取扱いの確保のために、「個人情報の保護に関する指針」を作成しておりますが、今般、改正個人情報保護法等並びに個人情報の保護に関する法律についての関連ガイドライン及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等が全面施行されることから、これらを踏まえて当該指針を改正したいと考えます。

2. 方法等

他の金商業団体における指針改正も踏まえ、改正個人情報保護法、金融分野ガイドライン、ガイドライン(通則編)等の内容を本協会の「個人情報の保護に関する指針」に 反映するよう、当該指針の一部改正を行います。

3. 改正案の説明

- (1) 改正案 別添の資料 (新旧対照表) を参照してください。
- (2)説明 参考資料(解説)を参照してください。

4. 審議等の過程、今後の日程感等

年月日	内容	備考
3月29日	第21回FX幹事会	
	指針改正についての報告	
4月11日	自主規制部会	
	自主規制委員会付議案件の審議、パブリックコメントの募	
	集の決定	
4月12日	パブリックコメントの募集	5. を参照

~5月8日	
5月8日	自主規制部会への経過報告(メール)
5月12日	業務部会
	理事会付議案件の報告
5月19日	自主規制委員会
	理事会付議案件の審議
	自主規制部会への経過報告 (メール)
5月30日	理事会
	改正案の決定
	自主規制部会・委員会への結果報告(メール)

5. 意見等の募集について

本件については、顧客保護に係る事案であることから、パブリックコメント手続きを次のとおり実施することとします。

(1)公表資料及び公表方法 指針改正案及び参考資料を一般ホームページに掲載します。

(2) 意見等の募集期間

平成29年4月12日から平成29年5月8日

(3) 意見等の提出

郵送又は電子メール

(宛先)

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3 NBF小川町ビルディング

一般社団法人 金融先物取引業協会 パブリックコメント係 宛

E-mail : public_comments_ffaj@ffaj.or.jp

(4) 意見等の処理等

- ① 意見等の提出を受けた場合、事務局において当該意見等に対しての回答を作成し、また必要に応じて当該意見等を踏まえて改正案を修正します。
- ② 改正案を修正した場合、当該修正が当初案の趣旨を変更するようなものでないときには自主規制部会長の了解を得て、当該修正後の改正案を自主規制委員会へ付議するものとします。当該修正が当初案の趣旨を変更するものである場合又は自主規制部会長が必要と認める場合には、当該修正した改正案について自主規制部会に了解を得た上で、自主規制委員会に付議するものとします。

(5) 指針の改正内容の公表

理事会で指針の改正が決定した後、一般ホームページにおいて(4)の意見等に対 する回答等とともに決定した指針の改正内容を公表します。

6. 施行後の取組状況の確認等

本改正指針が施行された後の会員における取組み状況については、本協会の実地監査等で確認するものとします。

7. その他

本改正指針は、理事会決定日即日の施行となります。

以 上

本件に関するお問合せ先 総務部 03-5280-0881

べき具体的措置等を定めるもので

金融先物取引業協会「個人情報の保護に関する指針」一部改正案 考 備 改正案 現行 個人情報の保護に関する指針 個人情報の保護に関する指針 平 26. 3. 27 制 定 平 26. 3. 27 制 定 平 27. 9. 28 一部改正 平 27. 9. 28 一部改正 平 28. 10. 7 一部改正 平 28. 10. 7 一部改正 平 29. 5. ○一部改正 (目的) (目的) 第1条 本指針は、一般社団法人金融 第1条 本指針は、一般社団法人金融 先物取引業協会(以下「本協会」と 先物取引業協会(以下「本協会」と いう。)が「個人情報の保護に関す いう。)が「個人情報の保護に関す る法律」(以下「保護法」という。)、 る法律」(以下「保護法」という。)、 「個人情報の保護に関する法律施 「個人情報の保護に関する法律施 行令」(以下「施行令」という。)、 行令」(以下「施行令」という。)、 個人情報の保護に関する法律施行 「個人情報の保護に関する基本方 規則(平成28年個人情報保護委員 針」(平成16年4月2日閣議決定。 会規則第3号。その後の改正を含 その後の改正を含む。)及び「金融 む。)(以下「施行規則」という。)、 分野における個人情報保護に関す 「個人情報の保護に関する基本方 るガイドライン」(平成 16 年 12 月 6日金融庁告示第67号。その後の 針」(平成16年4月2日閣議決定。 改正を含む。以下「金融庁ガイドラ その後の改正を含む。) に基づき、 「個人情報の保護に関する法律に イン」という。) 等を踏まえ、会員 ついてのガイドライン(通則編)」 の行う定款第2条の2第5号に定 (平成28年個人情報保護委員会告 める金融先物取引業(以下、「金融 示第6号。その後の改正を含む。以 先物取引業」という。) に係る業務 下その他告示についても同じ。)、同 における個人情報の適正な取扱い ガイドライン(外国にある第三者へ を確保するため、会員が講ずべき具 の提供編)(平成28年個人情報保護 体的な措置等を定めるものである。 委員会告示第7号。)、同ガイドライ ン(第三者提供時の確認・記録義務 編)(平成28年個人情報保護委員会 告示第8号。)及び同ガイドライン (匿名加工情報編)(平成28年個人 情報保護委員会告示第9号。)、「金 融分野における個人情報保護に関 するガイドライン」(平成29年個人 情報保護委員会・金融庁告示第1 号。) 及び「金融分野における個人 情報保護に関するガイドラインの 安全管理措置等についての実務指 針」(平成 29 年個人情報保護委員 会・金融庁告示第2号。)等(以下 「個人情報の保護に関する法令等」 という。)を踏まえ、会員の行う定 款第2条の2第5号に定める金融 先物取引業(以下「金融先物取引業」 という。) に係る業務における個人 情報の適正な取扱いの確保のため に、個人情報に係る利用目的の特 定、安全管理のための措置その他の 事項を定めるとともに、会員が講ず

ある。

2 会員は、個人情報の漏えい、不正 流出等を防止等するため、個人情報 の保護に関する法令等並びに関係 法令及びガイドライン等に従い、個 人情報の適正な管理体制を整備す る必要がある。 (新設)

・遵守するべきガイドライン等の増加を考慮し、追加。

(定義)

第2条 本指針において、次の各号 に掲げる用語の定義は、当該各号に 定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、次に掲げるもののいずれかに 該当するものをいう。

- イ 当該情報(個別識別符号を除 く。)により特定の個人を識別す ることができるもの(他の情報と 容易に照合することができ、それ により特定の個人を識別するこ とができるものを含む。)
- ロ 個人識別符号が含まれるもの

「個人に関する情報」とは、氏名、 住所、性別、生年月日、<u>顔画像等個</u>人を識別する情報に限られず、個人 の身体、財産、職種、肩書等の属性 に関<u>して、事実、</u>判断、評価を表す すべての情報であり、評価情報、公 刊物等によって公にされている情 報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されて いるかどうかを問わない。これら 「個人に関する情報」が氏名等と相 まって「特定の個人を識別すること ができる」ことになれば、それが「個 人情報」となる。

なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、 当該生存する個人に関する情報と なる。

また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。

さらに、「個人」には外国人も当 然に含まれる。

(1の2) 個人識別符号

(定義)

第2条 本指針において、次の各号 に掲げる用語の定義は、当該各号に 定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。

「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関する判断や評価を表すすべての情報を指し、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれる。これら「個人に関する情報」が氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。

なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、 当該生存する個人に関する情報となる。

また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。

さらに、「個人」には外国人も当 然に含まれる。

(新設)

・保護法第2条第1項を反映

「第2条 この法律において、「個人情報」とは、生存する個人に 関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものを いう。

- 1 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。第18条第2項において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることになるものを含む。)
- 2 個人識別符号が含まれるもの」
- ・ガイドライン(通則編) 2-1を反映

「2-1 (省略)

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、 顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、 職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての 情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報 や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化 されているかどうかを問わない。(省略)」

・個人識別符号の定義として、ガイドライン(通則編) 2-2の

当該情報単体から特定の個人を 識別できるものとして施行令第1 条に定められた文字、番号、記号そ の他の符号をいう。

(2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物で あって、次に掲げるものをいう。

ただし、利用方法からみて個人の 権利利益を害するおそれが少ない ものとして施行令第3条第1項で 定めるものを除く。

- イ 特定の個人情報をコンピュー ターを用いて検索することがで きるように体系的に構成したも の
- ロ イに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引、符号等により容易に検索可能な状態に置かれているもの
- (3) 個人データ

個人情報データベース等を構成 する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

会員が、開示、内容の訂正、追加 又は削除、利用の停止、消去及び第 三者への提供の停止を行うことの できる権限を有する個人データで あって、次に掲げるもの以外のもの をいう。

- イ 当該個人データの存否が明ら かになることにより、本人又は第 三者の生命、身体又は財産に危害 が及ぶおそれがあるもの
- ロ 当該個人データの存否が明ら かになることにより、違法又は不 当な行為を助長し、又は誘発する おそれがあるもの
- ハ 当該個人データの存否が明ら かになることにより、国の安全が 害されるおそれ、他国若しくは国 際機関との信頼関係が損なわれ るおそれ又は他国若しくは国際 機関との交渉上不利益を被るお それがあるもの
- ニ 当該個人データの存否が明ら かになることにより、犯罪の予 防、鎮圧又は捜査その他の公共の

(2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物で あって、次に掲げるものをいう。

- イ 特定の個人情報をコンピュー ターを用いて検索することがで きるように体系的に構成したも の
- ロ イに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引、符号等により容易に検索可能な状態に置かれているもの
- (3) 個人データ

個人情報データベース等を構 成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

会員が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、次に掲げるもの以外のものをいう。

- イ 当該個人データの存否が明ら かになることにより、本人又は第 三者の生命、身体又は財産に危害 が及ぶおそれがあるもの
- ロ 当該個人データの存否が明ら かになることにより、違法又は不 当な行為を助長し、又は誘発する おそれがあるもの
- ハ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- ニ 当該個人データの存否が明ら かになることにより、犯罪の予 防、鎮圧又は捜査その他の公共の

記述を引用し、追加

「2-2 (省略)

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる(省略)。(省略)」

・保護法第2条第4項を反映 「第2条

4 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。 1・2 (省略)」

【参考】施行令第3条第1項

「(個人情報データベース等)

- 第3条 法第2条第4項の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- 一 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行された ものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定 に違反して行われたものでないこと。
- 二 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又は できたものであること。
- 三 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の 用途に供しているものであること。」

安全と秩序の維持に支障が及ぶ おそれがあるもの

- ホ 6か月以内に消去するもの
- (5) 本人

個人情報によって識別される特 定の個人をいう。

(6) 要配慮個人情報

不当な差別や偏見その他の不利 益が生じないようにその取扱いに 特に配慮を要するものとして、保護 法第2条第3項及び施行令第2条 で定める記述等が含まれる個人情 報をいう。 安全と秩序の維持に支障が及ぶ おそれがあるもの

- ホ 6か月以内に消去するもの
- (5) 本人

個人情報によって識別される特 定の個人をいう。

(新設)

- ・保護法第2条第3項の要配慮個人情報の定義を追加 「第2条
- 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信 条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事 実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じ ないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定 める記述等が含まれる個人情報をいう。」

【参考】施行令第2条

「(要配慮個人情報)

- 第2条 法第2条第3項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項 のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に 該当するものを除く。)とする。
- 一 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の 個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があるこ と。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者 (次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防 及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健 康診断等」という。)の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定 する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審 判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われた こと。」

・第6条から機微(センシティブ)情報の定義を移行し、金融分 野ガイドライン第5条第1項を反映 「第5条

- 1 金融分野における個人情報取扱事業者は、法第2条第3項に 定めるよう配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍 地、保健医療及び性生活(これらのうち要配慮個人情報に該当 するものを除く。)に関する情報(本人、国の機関、地方公共団 体、法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる 者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは 撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。 以下「機微(センシティブ)情報という。」については、次に掲 げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないこ ととする。 ①~⑧(省略)」
- ・保護法第2条第9項の「匿名加工情報」の定義を追加 「第2条
- 9 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる 個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の 個人を識別することができないように個人情報を加工して得ら れる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元すること

(7)機微(センシティブ)情報

金融分野において、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活(これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。)に関する情報(本人、国の機関、地方公共団体、保護法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げるものにより公開されているもの、又は本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。)のことをいう。

(8) 匿名加工情報

個人情報を次に掲げる個人情報 の区分に応じて定められた措置を 講じて特定の個人を識別すること ができないように加工して得られ る個人に関する情報であって、当該 (新設)

(新設)

個人情報を復元して特定の個人を 再認識することができないように したものをいう。

イ (1) イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等 の一部を削除すること(当該一部の 記述等を復元することのできる規 則性を有しない方法により他の記 述等に置き換えることを含む。)。 ロ (1) ロに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識 別符号の全部を削除すること(当該 個人識別符号を復元することので きる規則性を有しない方法により 他の記述等に置き換えることを含 む。)。 ができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること (当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。」

(利用目的の特定)

- 第3条 会員は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかを本人が合理的に予想できるようできる限り特定しなければならない。
- 2 前項の利用目的の特定に当たって、「自社の所要の目的で用いる」といった抽象的な利用目的は、「できる限り特定」したものとはならないことから、会員は、提供する金融商品、サービスを示したうえで、利用目的を特定するよう努めなければならない。
- 3 会員は、特定した利用目的を変更する場合には、保護法第15条第2項に定める「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」(変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常予期し得る限度として客観的に認められる範囲)を超えて行ってはならない。
- 4 会員は、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、その旨を明示することとする。

(利用目的の特定)

第3条 会員は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかを本人が合理的に予想できるようできる限り特定しなければならない。

(新設)

・金融分野ガイドライン第2条を反映 第2条

1 金融分野における個人情報取扱事業者が、法第15条に従い利用目的を特定するに際して、「自社の所要の目的で用いる」といった抽象的な利用目的では「できる限り特定」したものとはならない。利用目的は、提供する金融商品又はサービスを示した上で特定することが望ましく、次に掲げる例が考えられる。

(省略)

- 2 会員は、特定した利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上本人が想定できる範囲を超えて行ってはならない。なお、本人が想定できない変更を行う場合には、本人の同意を得なければならない。
- 3 会員は、特定の個人情報の利用目 的が、法令等に基づき限定されてい る場合には、その旨を明示すること とする。

・ガイドライン (通則編) 3-1-2を反映 「3-1-2 (省略)

上記 3-1-1 (利用目的の特定)により特定した利用目的は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲、すなわち、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内で変更することは可能である。変更された利用目的は、本人に通知するか、又は公表しなければならない。(省略) 」

(「同意」の形式)

第4条 会員は、次条、第13条及び 第13条の2に定める本人の同意を 得る場合には、原則として、書面(電 磁的記録(電子的方式、磁気的方式、 その他人の知覚によっては認識す ることのできない方式で作られる 記録)を含む。以下同じ。)による (「同意」の形式)

- 第4条 会員は、前条第2項、次条第 1項若しくは第2項及び第13条第 1項に定める本人の同意を得る場 合には、原則として、書面(電子的 方式、磁気的方式、その他人の知覚 によっては認識することのできな い方式で作られる記録を含む。以下
- ・保護法第24条(外国にある第三者への提供の制限)における同意の追加に係る変更等
- ・保護法第2条第1項第1号の電磁的記録の定義を引用 (第2条備考を参照)

こととする。

なお、本人が未成年者、成年被後 見人、被保佐人及び被補助人であっ て、個人情報の取扱いに関して同意 したことによって生ずる結果につ いて判断できる能力を有していな い場合などは、親権者や法定代理人 等から同意を得る必要がある。 同じ。)によることとする。

なお、本人が未成年者、成年被後 見人、被保佐人及び被補助人であっ て、個人情報の取扱いに関して同意 したことによって生ずる結果につ いて判断できる能力を有していな い場合などは、親権者や法定代理人 等から同意を得る必要がある。

(利用目的による制限)

第5条 会員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第3条第1項により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

ただし、あらかじめ本人の同意を 得るために個人情報を利用すること (電子メールの送信や電話をかけること等) は、当初特定した利用目的にない場合でも、目的外利用には 当たらない。

2 会員は、合併その他の事由により 他の個人情報取扱事業者(保護法第 2条第5項に規定する個人情報取 扱事業者をいう。以下同じ。)等か ら事業を承継することに伴って個 人情報を取得した場合は、あらかじ め本人の同意を得ないで、承継前に おける当該他の個人情報取扱事業 者等の個人情報の利用目的の達成 に必要な範囲を超えて、当該個人情 報を取り扱ってはならない。

また、承継前の利用目的の達成に 必要な範囲内で取り扱う場合は目 的外利用にならず、本人の同意を得 る必要はない。

- 3 前2項は、次に掲げる場合については適用しない。
- (1) 法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産(法人の財産を含む。)の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3)公衆衛生の向上又は児童の健全 な育成の推進のために特に必要 がある場合であって、本人の同意 を得ることが困難であるとき
- (4)国の機関若しくは地方公共団体 又はその委託を受けた者が法令 の定める事務を遂行することに 対して協力する必要がある場合 であって、本人の同意を得ること

(利用目的による制限)

第5条 会員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第3条第1項により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

ただし、あらかじめ本人の同意を 得るために個人情報を利用するこ とは、当初特定した利用目的にない 場合<u>にも</u>、目的外利用には当たらな い。

2 会員は、合併その他の事由により 他の個人情報取扱事業者(保護法第 2条第3項に規定する個人情報取 扱事業者をいう。以下同じ。)等か ら事業を承継することに伴って個 人情報を取得した場合は、あらかじ め本人の同意を得ないで、承継前に おける当該他の個人情報取扱事業 者等の個人情報の利用目的の達成 に必要な範囲を超えて、当該個人情 報を取り扱ってはならない。

ただし、あらかじめ本人の同意を 得るために個人情報を利用することは、承継前の利用目的にない場合 にも、目的外利用には当たらない。

- 3 前2項は、次に掲げる場合については適用しない。
- (1) 法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産(法人の財産を含む。)の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3)公衆衛生の向上又は児童の健全 な育成の推進のために特に必要 がある場合であって、本人の同意 を得ることが困難であるとき
- (4)国の機関若しくは地方公共団体 又はその委託を受けた者が法令 の定める事務を遂行することに 対して協力する必要がある場合 であって、本人の同意を得ること により当該事務の遂行に支障を

・ガイドライン(通則編) 3-13を反映「3-1-3(省略)

ただし、当該同意を得るために個人情報を利用すること (メールの送信や電話をかけること等) は、当初特定した利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。」

・ガイドライン (通則編) 3-1-4を反映「3-1-4 (省略)

なお、事業の承継後に、承継前の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要があるが、当該同意を得るために個人情報を利用すること(メールの送信や電話をかけること等)は、承継前の利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。(省略)」

により当該事務の遂行に支障を 及ぼすおそれがあるとき 及ぼすおそれがあるとき

(機微 (センシティブ) 情報<u>の取扱い</u> について)

第6条 会員は、機微(センシティブ)情報については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者への提供を行わないこととする。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
- (4)国の機関若しくは地方公共団体 又はその委託を受けた者が法令 の定める事務を遂行することに 対して協力する必要がある場合
- (5)源泉徴収事務等の遂行上必要な 範囲において、政治・宗教等の団 体若しくは労働組合への所属若 しくは加盟に関する従業員等の 機微(センシティブ)情報を取得、 利用又は第三者提供する場合
- (6)相続手続による権利義務の移転 等の遂行に必要な限りにおいて、 機微(センシティブ)情報を取得、 利用又は第三者提供する場合
- (7)会員の行う金融先物取引業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- (8)機微(センシティブ)情報に該 当する生体認証情報を本人の同 意に基づき、本人確認に用いる場 合
- 2 会員は、機微(センシティブ)情報を、前項に掲げる場合に取得、利用又は第三者に提供する場合には、同項に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うこととする。
- 3 会員は、機微(センシティブ)情報を、本条第1項に掲げる場合に取得、利用又は第三者に提供する場合には、個人情報の保護に関する法令

(機微(センシティブ)情報について)

- 第6条 会員は、政治的見解、信教 (宗教、思想及び信条をいう。)、労 働組合への加盟、人種及び民族、門 地及び本籍地、保健医療及び性生 活、並びに犯罪歴に関する情報(以 下「機微(センシティブ)情報」と いう。) については、次に掲げる場 合を除くほか、取得、利用又は第三 者への提供を行わないこととする。
- (1) 法令等に基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (3)公衆衛生の向上又は児童の健全 な育成の推進のため特に必要が ある場合
- (4)国の機関若しくは地方公共団体 又はその委託を受けた者が法令 の定める事務を遂行することに 対して協力する必要がある場合
- (5)源泉徴収事務等の遂行上必要な 範囲において、政治・宗教等の団 体若しくは労働組合への所属若 しくは加盟に関する従業員等の 機微(センシティブ)情報を取得 し、利用し、又は第三者提供する 場合
- (6)相続手続による権利義務の移転 等の遂行に必要な限りにおいて、 機微(センシティブ)情報を取得、 利用又は第三者提供する場合
- (7)会員の行う金融先物取引業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- (8)機微(センシティブ)情報に該 当する生体認証情報を本人の同 意に基づき、本人確認に用いる場 合
- 2 会員は、機微(センシティブ)情報を前項に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供する場合には、同項に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うこととする。

(新設)

・第2条に機微情報の定義を移行

- ・金融分野ガイドライン第5条第3項を反映
- 「3 金融分野における個人情報取扱事業者は、機微(センシティブ)情報を、第1項に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供する場合には、例えば、要配慮個人情報を取得するに当たって

等に従い適切に対応しなければな		は、法第17条第2項に従い、あらかじめ本人の同意を得なけれ
<u>らない。</u>		ばならないとされていることなど、個人情報の保護に関する法
		令等に従い適切に対応しなければならないことに留意する。」
4 会員は、機微(センシティブ)情	(新設)	・金融分野ガイドライン第5条第4項を反映
報を第三者に提供するに当たって		「4 金融分野における個人情報取扱事業者は、機微(センシティ
は、保護法第23条第2項(オプ		ブ)情報を第三者へ提供するに当たっては、法第23条第2項(オ
トアウト)の規定を適用しないこ		 プトアウト)の規定を適用しないこととする。なお、機微(セ
ととする。		 ンシティブ)情報のうち要配慮個人情報については、同項にお
		いて、オプトアウトを用いることができないとされていること
		に留意する。」
		で田心りで。」
(文工を伊」様知の取得)	(文字の) (本式の)	
(適正な個人情報の取得)	(適正な個人情報の取得)	
第7条 会員は、偽りその他不正の手	,,, .,, .,, ., ., ., ., ., ., ., ., ., .	
段により個人情報を取得してはな	段により個人情報を取得してはな	
らない。また、会員は、第三者から	らない。また、会員は、第三者から	
個人情報を取得するに際しては、本	個人情報を取得するに際しては、本	
人の利益の不当な侵害を行っては	人の利益の不当な侵害を行っては	
ならず、個人情報の不正取得等の不	ならず、個人情報の不正取得等の不	
当な行為を行っている第三者から、	当な行為を行っている第三者から、	
当該情報が漏えいされた情報であ	当該情報が漏えいされた情報であ	
ること等を知ったうえで個人情報	ること等を知ったうえで個人情報	
を取得してはならない。	を取得してはならない。	
2 会員は、第三者からの提供により	2 会員は、第三者からの提供により	
個人情報を取得する場合には、提供	個人情報を取得する場合には、提供	
元の法令遵守状況を確認するとと	元の法令遵守状況を確認するとと	
もに、当該個人情報が適法に取得さ	 もに、当該個人情報が適法に取得さ	
れたものであることを確認するも	 れたものであることを確認するも	
のとする。	のとする。	
(個人情報取得に際しての利用目的	 (個人情報取得に際しての利用目的	
の通知・公表、明示等	の通知・公表、明示等)	
第8条 会員は、個人情報を取得した	第8条 会員は、個人情報を取得した	
場合は、あらかじめその利用目的を	場合は、あらかじめその利用目的を	
公表している場合を除き、速やか	公表している場合を除き、速やか	
に、その利用目的を本人に通知し、	に、その利用目的を本人に通知し、	
又は公表しなければならない。この	又は公表しなければならない。この	
場合において、「通知」の方法につ	場合において、「通知」の方法につ	
いては、原則として書面によること	いては、原則として書面によること	
とし、「公表」の方法については、	とし、「公表」の方法については、	
自らの金融商品の販売方法等の事	販売方法等の事業の態様に応じ、営	・金融分野ガイドライン第6条第1項を反映
業の態様に応じ、インターネットの	業所の窓口等への書面の掲示・備付	「第6条 1 (省略) また、「公表」については、自らの金融商
ホームページ等での公表、本店その	<u>け、</u> インターネットのホームページ	品の販売方法等の事業の態様に応じ、インターネットのホーム
他の営業所の窓口等への書面の掲	等での公表等適切な方法に <u>よるも</u>	ページ等での公表、事務所の窓口等への書面の掲示・備付け等
<u>示・備付け</u> 等適切な方法に <u>よらなけ</u>	<u>のとする</u> 。	適切な方法によらなければならない。」
<u>ればならない</u> 。		なお、現行「営業所」となっているが、誤解のないように「本
		店その他の営業所」に変更。
2 会員は、前項の規定にかかわら	2 会員は、前項の規定にかかわら	
ず、本人との間で契約を締結するこ	ず、本人との間で契約を締結するこ	
と等に伴って契約書その他の書面	と等に伴って契約書その他の書面	
に記載された個人情報を取得する	に記載された個人情報を取得する	
場合は、あらかじめ、本人に対し、	場合は、あらかじめ、本人に対し、	
その利用目的を明示しなければな	その利用目的を明示しなければな	
らない。	らない。	
ただし、 <u>人の</u> 生命、身体又は財産	ただし、 <u>人命</u> 、身体又は財産の保	・保護法第 18 条第 2 項と表現の一致
	 護のために緊急に必要がある場合	「第 18 条 2 (省略) ただし、人の生命、身体又は財産の保護の
- ソル政ツに炒にお心に必女がめる		カュット ~ (日間) ににし、八ツエ叩、カ 仲入は別 生ツ 休暖り

場合は、この限りでない。

- 3 会員は、利用目的を変更した場合 は、変更された利用目的について、 本人に通知し、又は公表しなければ ならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
- (1)利用目的を本人に通知し、又は 公表することにより本人又は第 三者の生命、身体、財産その他の 権利利益を害するおそれがある 場合
- (2)利用目的を本人に通知し、又は 公表することにより当該会員の 権利又は正当な利益を害するお それがある場合
- (3)国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4)取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

は、この限りでない。

- 3 会員は、利用目的を変更した場合 は、変更された利用目的について、 本人に通知し、又は公表しなければ ならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
- (1)利用目的を本人に通知し、又は 公表することにより本人又は第 三者の生命、身体、財産その他の 権利利益を害するおそれがある 場合
- (2)利用目的を本人に通知し、又は 公表することにより当該会員の 権利又は正当な利益を害するお それがある場合
- (3)国の機関又は地方公共団体が法 令の定める事務を遂行すること に対して協力する必要がある場 合であって、利用目的を本人に通 知し、又は公表することにより当 該事務の遂行に支障を及ぼすお それがあるとき
- (4)取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

ために緊急に必要がある場合は、この限りではあい。」

(データ内容の正確性の確保等)

第9条 会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手続の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手続きの整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

なお、保有する個人データを一律 に又は常に最新化する必要はなく、 それぞれの利用目的に応じて、その 必要な範囲内で正確性・最新性を確 保すれば足りる。

また、会員は、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

なお、法令の定めにより保存期間 等が定められている場合は、この限 りではない。 (データ内容の正確性の確保)

第9条 会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを 正確かつ最新の内容に保つよう努 めなければならない。

このため、会員は、顧客等の個人 データの保存期間について契約終 了後一定期間内とする等、保有する 個人データの利用目的に応じ保存 期間を定め、当該期間経過後の保有 する個人データを消去することと する。

ただし、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、この限りでない。

ガイドライン(通則編) 3-3-1の反映

「3-3-1 (省略)

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手続の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手続の整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

なお、保有する個人データを一律に又は常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる。

また、個人情報取扱事業者は、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

なお、法令の定めにより保存期間等が定められている場合は、 この限りではない。」 (安全管理措置)

第10条 会員は、その取り扱う個人 データの漏えい、滅失又は毀損の防 止その他の個人データの安全管理 に係る基本方針・取扱規程等の整備 及び個人データの安全管理措置に 係る実施体制の整備等の必要かつ 適切な措置を講じなければならな い。必要かつ適切な措置は、個人デ ータの取得・利用・保管等の各段階 に応じた「組織的安全管理措置」、 「人的安全管理措置」及び「技術的 安全管理措置」を含むものでなけれ ばならない。

当該措置は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人のデータの性質及び量を含む。)及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。

本条における用語の定義は、次のとおりである。

(1) 組織的安全管理措置

個人データの安全管理措置に ついて役職員(会員の組織内にあ って、直接又は間接に会員の指揮 監督を受けて会員の業務に従事 する者をいい、雇用関係にある従 業者(正社員、契約社員、嘱託社 員、パート社員、アルバイト社員 等)のみならず、会員との間の雇 用関係にない者(取締役、執行役、 監査役、会計参与(会計参与が法 人であるときは、その職務を行う べき社員)、派遣社員等)も含ま れる。以下同じ。) の責任と権限 を明確に定め、安全管理に関する 規程等を整備・運用し、その実施 状況の点検・監査を行うこと等 の、会員の体制整備及び実施措置 をいう。

(2)人的安全管理措置

役職員との個人データの非開 示契約の締結及び役職員に対す る教育・訓練等を実施し、個人デ (安全管理措置)

第10条 会員は、その取り扱う個人 データの漏えい、滅失又は毀損の防 止その他の個人データの安全管理 のため、「金融分野における個人情 報保護に関するガイドラインの安 全管理措置等についての実務指針」 (平成17年1月6日金融庁告示第 1号。その後の改正を含む。) に基 <u>づき、個人データの安全管理</u>に係る 基本方針・取扱規程等の整備及び個 人データの安全管理措置に係る実 施体制の整備等の必要かつ適切な 措置を講じなければならない。必要 かつ適切な措置は、個人データの取 得・利用・保管等の各段階に応じた 「組織的安全管理措置」、「人的安全 管理措置」及び「技術的安全管理措 置」を含むものでなければならな

当該措置は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。

本条における用語の定義は、次のとおりである。

(1) 組織的安全管理措置

個人データの安全管理措置に ついて役職員(会員の組織内にあ って、直接又は間接に会員の指揮 監督を受けて会員の業務に従事 する者をいい、雇用関係にある従 業者(正社員、契約社員、嘱託社 員、パート社員、アルバイト社員 等)のみならず、会員との間の雇 用関係にない者(取締役、執行役、 監査役、会計参与(会計参与が法 人であるときは、その職務を行う べき社員)、派遣社員等)も含ま れる。以下同じ。)の責任と権限 を明確に定め、安全管理に関する 規程等を整備・運用し、その実施 状況の点検・監査を行うこと等 の、会員の体制整備及び実施措置 をいう。

(2)人的安全管理措置

役職員との個人データの非開 示契約の締結及び役職員に対す る教育・訓練等を実施し、個人デ ・実務指針についての記載を第1条(目的)に移行

・ガイドライン (通則編) 3-3-2 の反映 $\begin{bmatrix} 3-3-2 \end{bmatrix}$ (省略)

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、 滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人 データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければ ならないが、当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に 本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び 性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び 量を含む。)、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリ スクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。」

- ータの安全管理が図られるよう 役職員を監督することをいう。
- (3) 技術的安全管理措置 個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制 御及び情報システムの監視等の 個人データの安全管理に関する
- 2 会員は、個人データの安全管理に 係る基本方針・取扱規程等の整備と して、以下の「組織的安全管理措置」 を講じなければならない。

技術的な措置をいう。

- (1) 規程等の整備
- イ 個人データの安全管理に係る 基本方針の整備
- ロ 個人データの安全管理に係る 取扱規程の整備
- ハ 個人データの取扱状況の点検 及び監査に係る規程の整備
- ニ 外部委託に係る規程の整備
- (2)各管理段階における安全管理に 係る取扱規程
- イ 取得・入力段階における取扱規 程
- ロ 利用・加工段階における取扱規程
- ハ 保管・保存段階における取扱規 程
- ニ 移送・送信段階における取扱規程
- ホ 消去・廃棄段階における取扱規程
- へ 漏えい事案等への対応の段階 における取扱規程
- 3 会員は、個人データの安全管理に 係る実施体制の整備として、以下の 「組織的安全管理措置」、「人的安全 管理措置」及び「技術的安全管理措 置」を講じなければならない。
- (1) 組織的安全管理措置
- イ 個人データの管理責任者等<u>(個</u> 人データの安全管理に係る業務 遂行の総責任者である個人デー 夕管理責任者、個人データを取り 扱う各部署における個人データ 管理者) の設置
- ロ 就業規則等における安全管理 措置の整備
- ハ 個人データの安全管理に係る 取扱規程に従った運用
- ニ 個人データの取扱状況を確認できる手段の整備
- ホ 個人データの取扱状況の点検 及び監査体制の整備と実施
- へ 漏えい事案等に対応する体制

- ータの安全管理が図られるよう 役職員を監督することをいう。
- (3)技術的安全管理措置 個人データ及びそれを取り扱
 - う情報システムへのアクセス制 御及び情報システムの監視等の 個人データの安全管理に関する 技術的な措置をいう。
- 2 会員は、個人データの安全管理に 係る基本方針・取扱規程等の整備と して、以下の「組織的安全管理措置」 を講じなければならない。
- (1) 規程等の整備
- イ 個人データの安全管理に係る 基本方針の整備
- ロ 個人データの安全管理に係る 取扱規程の整備
- ハ 個人データの取扱状況の点検 及び監査に係る規程の整備
- ニ 外部委託に係る規程の整備
- (2)各管理段階における安全管理に 係る取扱規程
- イ 取得・入力段階における取扱規 程
- ロ 利用・加工段階における取扱規程
- ハ 保管・保存段階における取扱規 程
- ニ 移送・送信段階における取扱規 程
- ホ 消去・廃棄段階における取扱規 程
- へ 漏えい事案等への対応の段階 における取扱規程
- 3 会員は、個人データの安全管理に 係る実施体制の整備として、以下の 「組織的安全管理措置」、「人的安全 管理措置」及び「技術的安全管理措 置」を講じなければならない。
- (1) 組織的安全管理措置
- イ 個人データの管理責任者等の 設置
- ロ 就業規則等における安全管理 措置の整備
- ハ 個人データの安全管理に係る 取扱規程に従った運用
- ニ 個人データの取扱状況を確認 できる手段の整備
- ホ 個人データの取扱状況の点検 及び監査体制の整備と実施
- へ 漏えい事案等に対応する体制

- · 実務指針の反映(I. (2) 1) 2-1)
- 「(個人データ管理責任者等の設置)
- 2-1 金融分野における個人情報取扱事業者は、「個人データの管理責任者等の設置」として次に掲げる役職者を設置しなければならない。
- ① 個人データの安全管理に係る業務遂行の総責任者である個人データ管理責任者
- ② 個人データを取り扱う各部署における個人データ管理者 (省略)」

の整備

- (2)人的安全管理措置
- イ 役職員との個人データの非開 示契約等の締結
- ロ 役職員の役割・責任等の明確化
- ハ 役職員への安全管理措置の周 知徹底、教育及び訓練
- ニ 役職員による個人データ管理 手続の遵守状況の確認
- (3) 技術的安全管理措置
- イ 個人データの利用者の識別及 び認証
- ロ 個人データの管理区分の設定 及びアクセス制御
- ハ 個人データへのアクセス権限 の管理
- ニ 個人データの漏えい・毀損等防止策
- ホ 個人データへのアクセスの記録及び分析
- へ 個人データを取り扱う情報シ ステムの稼動状況の記録及び分 析
- ト 個人データを取り扱う情報システムの監視及び監査

の整備

- (2)人的安全管理措置
- イ 役職員との個人データの非開 示契約等の締結
- ロ 役職員の役割・責任等の明確化
- ハ 役職員への安全管理措置の周 知徹底、教育及び訓練
- ニ 役職員による個人データ管理 手続の遵守状況の確認
- (3)技術的安全管理措置
- イ 個人データの利用者の識別及 び認証
- ロ 個人データの管理区分の設定 及びアクセス制御
- ハ 個人データへのアクセス権限 の管理
- ニ 個人データの漏えい・毀損等防止策
- ホ 個人データへのアクセスの記録及び分析
- へ 個人データを取り扱う情報シ ステムの稼動状況の記録及び分 析
- ト 個人データを取り扱う情報システムの監視及び監査

(役職員の監督)

第11条 会員は、その役職員に個人 データを取り扱わせるに当たって は、当該個人データの安全管理が図 られるよう、適切な内部管理体制を 構築し、その役職員に対する必要か つ適切な監督を行わなければなら ない。

当該監督は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。

- 2 会員は、前項の役職員に対する必要かつ適切な監督を以下の体制整備等により行わなければならない。
- (1)役職員が、在職中及びその職を 退いた後において、当該会員の行 う金融先物取引業務等に関して 知り得た個人データを第三者に 知らせ、又は利用目的外に使用し ないことを内容とする契約等を 採用時等に締結すること
- (2)個人データの適正な取扱いのための取扱規程の策定を通じた役職員の役割・責任の明確化及び役職員への安全管理義務の周知徹底、教育及び訓練を行うこと

(役職員の監督)

第11条 会員は、その役職員に個人 データを取り扱わせるに当たって は、当該個人データの安全管理が図 られるよう、適切な内部管理体制を 構築し、その役職員に対する必要か つ適切な監督を行わなければなら ない。

当該監督は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。

- 2 会員は、前項の役職員に対する必要かつ適切な監督を以下の体制整備等により行わなければならない。
- (1)役職員が、在職中及びその職を 退いた後において、当該会員の行 う金融先物取引業務等に関して 知り得た個人データを第三者に 知らせ、又は利用目的外に使用し ないことを内容とする契約等を 採用時等に締結すること
- (2)個人データの適正な取扱いのための取扱規程の策定を通じた役職員の役割・責任の明確化及び役職員への安全管理義務の周知徹底、教育及び訓練を行うこと

(3)役職員による個人データの持出 し等を防ぐため、社内での安全管 理措置に定めた事項の遵守状況 等の確認及び役職員における個 人データの保護に対する点検及 び監査制度を整備すること

第12条 会員は、個人データの取扱

(3)役職員による個人データの持出 し等を防ぐため、社内での安全管 理措置に定めた事項の遵守状況 等の確認及び役職員における個 人データの保護に対する点検及 び監査制度を整備すること

(委託先の監督)

- いの全部又は一部を委託(契約の形 態や種類を問わず、会員が他の者に 個人データの取扱いの全部又は一 部を行わせることを内容とする契 約の一切を含む。) する場合は、そ の取扱いを委託された個人データ の安全管理が図られるよう、委託を 受けた者に対する必要かつ適切な 監督を行わなければならない。当該 監督は、個人データが漏えい、滅失 又は毀損等をした場合に本人が被 る権利利益の侵害の大きさを考慮 し、委託する事業の規模及び性質並 びに個人データの取扱状況等に起 因するリスクに応じたものとする。 2 会員は、個人データを適正に取り 扱っていると認められる者を選定 し委託するとともに、取扱いを委託 した個人データの安全管理措置が 図られるよう、個人データの安全管 理のための措置を委託先において も確保しなければならない(二段階 以上の委託が行われた場合には、委 託先の事業者が再委託先等の事業 者に対して十分な監督を行ってい
- (1)個人データの安全管理のため、 委託先における組織体制の整備 及び安全管理に係る基本方針・取 扱規程の策定等の内容を委託先 選定の基準に定め、当該基準に従 って委託先を選定するとともに、 当該基準を定期的に見直すこと。 なお、委託先の選定に当たって は、必要に応じて個人データを取 り扱う場所に赴く又はこれに代 わる合理的な方法による確認を 行った上で、個人データ管理責任 者等が適切に評価することが望 ましい。

るかについても監督を行わなけれ

ばならない。)。具体的には、例えば、

以下の対応等が必要である。

(2)委託者の監督・監査・報告徴取 に関する権限、委託先における個 人データの漏えい・盗用・改ざん (委託先の監督)

- 第12条 会員は、個人データの取扱 いの全部又は一部を委託(契約の形 態や種類を問わず、会員が他の者に 個人データの取扱いの全部又は一 部を行わせることを内容とする契 約の一切を含む。) する場合は、そ の取扱いを委託された個人データ の安全管理が図られるよう、委託を 受けた者に対する必要かつ適切な 監督を行わなければならない。当該 監督は、個人データが漏えい、滅失 又は毀損等をした場合に本人が被 る権利利益の侵害の大きさを考慮 し、委託する事業の規模及び性質並 びに個人データの取扱状況等に起 因するリスクに応じたものとする。
- 2 会員は、個人データを適正に取り 扱っていると認められる者を選定 し委託するとともに、取扱いを委託 した個人データの安全管理措置が 図られるよう、個人データの安全管 理のための措置を委託先において も確保しなければならない(二段階 以上の委託が行われた場合には、委 託先の事業者が再委託先等の事業 者に対して十分な監督を行ってい るかについても監督を行わなけれ ばならない。)。具体的には、例えば、 以下の対応等が必要である。
- (1)個人データの安全管理のため、 委託先における組織体制の整備 及び安全管理に係る基本方針・取 扱規程の策定等の内容を委託先 選定の基準に定め、当該基準に従って委託先を選定するとともに、 当該基準を定期的に見直すこと。 なお、委託先の選定に当たって は、必要に応じて個人データを取 り扱う場所に赴く又はこれに代 わる合理的な方法による確認を 行った上で、個人データ管理責任 者等が適切に評価することが望 ましい。
- (2)委託者の監督・監査・報告徴取 に関する権限、委託先における個 人データの漏えい・盗用・改ざん

及び目的外利用の禁止、再委託に 関する条件及び漏えい等が発生 した場合の委託先の責任を内容 とする安全管理措置を委託契約 に盛り込むとともに、定期的に監 査を行う等により、定期的又は随 時に当該委託契約に定める安全 管理措置の遵守状況を確認し、当 該安全管理措置を見直すこと。

なお、委託契約に定める安全管 理措置等の遵守状況については、 個人データ管理責任者等が、当該 安全管理措置等の見直しを検討 することを含め、適切に評価する ことが望ましい。

委託先が再委託を行おうとす る場合は、委託元は委託を行う場 合と同様、再委託の相手方、再委 託する業務内容及び再委託先の 個人データの取扱方法等につい て、委託先に事前報告又は承認手 続を求める、直接又は委託先を通 じて定期的に監査を実施する等 により、委託先が再委託先に対し て本条の委託先の監督を適切に 果たすこと、再委託先が法第20 条に基づく安全管理措置を講ず ることを十分に確認することが 望ましい。再委託先が再々委託を 行う場合以降も、再委託を行う場 合と同様とする。

及び目的外利用の禁止、再委託に 関する条件及び漏えい等が発生 した場合の委託先の責任を内容 とする安全管理措置を委託契約 に盛り込むとともに、定期的に監 査を行う等により、定期的又は随 時に当該委託契約に定める安全 管理措置の遵守状況を確認し、当 該安全管理措置を見直すこと。

なお、委託契約に定める安全管 理措置等の遵守状況については、 個人データ管理責任者等が、当該 安全管理措置等の見直しを検討 することを含め、適切に評価する ことが望ましい。

委託先が再委託を行おうとす る場合は、委託元は委託を行う場 合と同様、再委託の相手方、再委 託する業務内容及び再委託先の 個人データの取扱方法等につい て、委託先に事前報告又は承認手 続を求める、直接又は委託先を通 じて定期的に監査を実施する等 により、委託先が再委託先に対し て本条の委託先の監督を適切に 果たすこと、再委託先が法第20 条に基づく安全管理措置を講ず ることを十分に確認することが 望ましい。再委託先が再々委託を 行う場合以降も、再委託を行う場 合と同様とする。

(第三者提供の制限) (第三者提供の制限)

第13条 会員は、<u>個人データの第三</u> 者(個人データを提供しようとする) 会員及び当該個人データに係る本 人のいずれに該当しないものをい い、自然人、法人その他の団体を問 わない。第13条の2から第13条の 5を除き、以下同じ。)への提供に あたり、あらかじめ本人の同意を得 ないで提供してはならない。同意の 取得にあたっては、事業の規模及び 性質、個人データの取扱状況(取り 扱う個人データの性質及び量を含 む。) 等に応じ、本人が同意に係る 判断を行うために必要と考えられ る合理的かつ適切な範囲の内容を 明確に示さなければならない。

なお、あらかじめ、個人情報を第 三者に提供することを想定してい る場合には、利用目的において、そ の旨を特定しなければならない。 ただし、次に掲げる場合には、第 三者への個人データの提供にあた

って本人の同意は不要である。

第13条 会員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者(個人データを提供しようとする会員及び当該個人データに係る本人のいずれにも該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。以下同じ。)に提供して

はならない。

・ガイドライン(通則編) 3-4-1の反映「3-4-1(省略)

個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定 している場合には、利用目的において、その旨を特定しなけれ ばならない。

(省略)

ただし、次の(1)から(4)までに掲げる場合については、 第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要で ある。なお、具体的な事例は、3-1-5(利用目的による制限の例

- (1) 法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産(法人の財産を含む。)といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これの保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3)公衆衛生の向上又は児童の健全 な育成の推進のために特に必要 がある場合であって、本人の同意 を得ることが困難であるとき
- (4)国の機関若しくは地方公共団体 又はその委託を受けた者が法令 の定める事務を遂行することに 対して協力する必要がある場合 であって、本人の同意を得ること により当該事務の遂行に支障を 及ぼすおそれがあるとき
- 2 会員は、第三者に提供される個人 データ (機微 (センシティブ)情報 を除く。以下この項において同じ。) について、本人の求めに応じて当該 本人が識別される個人データの第 三者への提供を停止することとし ている場合であって、次に掲げる事 項について、あらかじめ、本人に通 知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委 員会に届け出たときは、前項にかか わらず、当該個人データを第三者に 提供することができる。

また、会員は、当該届出の内容を 自らもインターネットの利用その 他の適切な方法により公表するも のとする。

なお、機微 (センシティブ) 情報 は、オプトアウトにより第三者に提 供することはできない。

- (1)第三者への提供を利用目的とすること
- (2)第三者に提供される個人データ の項目
- (3)第三者への提供の手段又は方法
- (4)本人の求めに応じて当該本人が 識別される個人データの第三者 への提供を停止すること
- (5) 本人の求めを受け付ける方法
- 3 会員は、前項第2号<u></u>第3号<u>又は</u> 第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く<u>とともに、</u>個人情報保護委員会に届け出なけ

- (1) 法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産(法人の財産を含む。)の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3)公衆衛生の向上又は児童の健全 な育成の推進のために特に必要 がある場合であって、本人の同意 を得ることが困難であるとき
- (4)国の機関若しくは地方公共団体 又はその委託を受けた者が法令 の定める事務を遂行することに 対して協力する必要がある場合 であって、本人の同意を得ること により当該事務の遂行に支障を 及ぼすおそれがあるとき
- 2 会員は、第三者に提供される個人 データについて、本人の求めに応じ て当該本人が識別される個人デー タの第三者への提供を停止するこ ととしている場合であって、次に掲 げる事項について、あらかじめ、本 人に通知し、又は本人が容易に知り 得る状態に置いているときは、前項 にかかわらず、当該個人データを第 三者に提供することができる。

- (1)第三者への提供を利用目的とすること
- (2)第三者に提供される個人データ の項目
- (3)第三者への提供の手段又は方法
- (4)本人の求めに応じて当該本人が 識別される個人データの第三者 への提供を停止すること

(新設)

3 会員は、前項第2号又は第3号に 掲げる事項を変更する場合は、変更 する内容について、あらかじめ本人 に通知し、又は本人が容易に知り得 る状態に置くものとする。

- 外)を参照のこと。
- (1) (省略)
- (2) 人(法人を含む。)の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合(法第23条第1項第2号関係)

(省略) |

・ガイドライン (通則編) 3-4-2-1 の反映 「3-4-2-1 (省略)

個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、次の(1)から(5)までに掲げる事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には、法第23条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる(オプトアウトによる第三者提供)。

また、個人情報取扱事業者は、法第23条第2項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

なお、要配慮個人情報は、オプトアウトにより第三者に提供することはできず、第三者に提供するに当たっては、法第23条第1項各号又は同条第5項各号に該当する場合以外は、必ずあらかじめ本人の同意を得る必要があるので、注意を要する。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (2) 第三者に提供される個人データの項目 (省略)
- (3) 第三者への提供の方法(省略)
- (4) 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。
- (5) 本人の求めを受け付ける方法 (省略)」
- ・保護法第23条第2項第5号の新設に合わせて追加
- ・保護法第23条第3項を反映
- 「3 個人情報取扱事業者は、前項第2号、第3号又は第5号に 掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情 報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に 通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人 情報保護委員会に届け出なければならない。」

ればならない。

なお、会員は、本項に従い、必要 な事項を個人情報保護委員会に届 け出たときは、その内容を自らも公 表するものとする。

- 4 次に掲げる場合において、当該個 人データの提供を受ける者は、第 三者に該当しない。
- (1)会員が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2)合併その他の事由による事業の 承継に伴って個人データが提供 される場合<u>(事業の承継後も、個</u> 人データが当該事業の承継によ り提供される前の利用目的の範 囲内で利用する場合に限る。)
- (3)特定の者との間で共同して利用 される個人データが当該特定の 者に提供される場合であって、そ の旨並びに共同して利用される 個人データの項目、共同して利用 する者の範囲、利用する者の利用 目的及び当該個人データの管理 について責任を有する者(共同し て利用する者において、第一次的 に苦情を受け付け、その処理を行 うとともに、開示、訂正等及び利 用停止等の決定を行い、安全管理 に責任を有する者をいう。第6項 において「管理責任者」という。) の氏名又は名称について、あらか じめ、本人に通知し、又は本人が 容易に知り得る状態に置いてい るとき
- 5 会員が前項第3号の規定により 行う通知<u>について</u>は、原則として書 面によることとする。会員による 「共同して利用する者の範囲」の通 知等については、共同利用者を個別 に列挙するよう努めなければなら ない。
- 6 会員は、第4項第3号に規定する 利用者の利用目的又は管理責任者 の氏名又は名称を変更する場合は、 変更する内容について、あらかじめ 本人に通知し、又は本人が容易に知 り得る状態に置かなければならな い。

- 4 次に掲げる場合において、当該個 人データの提供を受ける者は、第 三者に該当しない。
- (1)会員が、利用目的の達成に必要 な範囲内において個人データの 取扱いの全部又は一部を委託す る場合
- (2)合併その他の事由による事業の 承継に伴って個人データが提供 される場合
- (3)個人データを特定の者との間で 共同して利用する場合であって、 その旨並びに共同して利用され る個人データの項目、共同して利 用する者の範囲、利用する者の利 用目的及び当該個人データの管 理について責任を有する者(共同 して利用する者において、第一次 的に苦情を受け付け、その処理を 行うとともに、開示、訂正等及び 利用停止等の決定を行い、安全管 理に責任を有する者をいう。第6 項において「管理責任者」とい う。) の氏名又は名称について、 あらかじめ、本人に通知し、又は 本人が容易に知り得る状態に置 いているとき
- 5 会員が前項第3号の規定により 行う通知は、原則として書面による こととする。会員による「共同して 利用する者の範囲」の通知等につい ては、共同利用者を個別に列挙する よう努めなければならない。
- 6 会員は、第4項第3号に規定する 利用者の利用目的又は管理責任者 の氏名又は名称を変更する場合は、 変更する内容について、あらかじめ 本人に通知し、又は本人が容易に知 り得る状態に置かなければならな い。

- ・施行規則第10条を反映
- 「第10条 個人情報取扱事業者は、法第23条第4項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第2項に掲げる事項(同項第2号、第3号又は第5号に掲げる事項に変更があったときは、変更後の当該各号に掲げる事項)を公表するものとする。」
- ・保護法第23条第5項第1号の字句の変更に合わせた変更
- ・ガイドライン(通則編)3-3-4を反映。「(2)(省略)

なお、事業の承継後も、個人データが当該事業者の承継により提供される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない (省略)」

・保護法第23条第5項第3号の字句の変更に合わせた変更

字句の変更

(外国にある第三者への提供の制限)

第13条の2 会員は、外国(本邦の 域外にある国又は地域をいう。以下 同じ。)(個人の権利利益を保護する (新設)

・保護法第24条(新設)の反映

「第24条 個人情報取扱事業者は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)(個人の権利利益を保護する上で 我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関

上で我が国と同等の水準にあると 認められる個人情報の保護に関す る制度を有している国として施行 規則で定めるものを除く。以下この 条及び次条において同じ。) にある 第三者(個人データの取扱いについ て個人情報取扱事業者が講ずべき こととされている措置に相当する 措置を継続的に講ずるために必要 なものとして施行規則第11条で定 める基準に適合する体制を整備し ている者を除く。以下、この条にお いて同じ。) に個人データを提供す る場合には、前条第1項各号に定め る場合を除くほか、あらかじめ外国 にある第三者への提供を認める旨 の本人の同意を得なければならな い。この場合においては、同条の規 定は適用しない。

する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で 定めるものを除く。以下この条において同じ。)にある第三者 (個人データの取扱いについてこの節の規定より個人情報取 扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を 継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会 規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。 以下この条において同じ。)に個人データを提供する場合に は、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外 国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なけれ ばならない。この場合においては、同条の規定は、適用しな い。」

【参考】施行規則第11条

「(個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準)

- 第11条 法第24条の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次 の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- (2) 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る 国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。」

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条の3 会員は、第三者(保護 法第2条第5項各号に掲げる者を 除く。本条から第13条の5まで同 じ。)に個人データを提供した場合 には、個人データを提供した年月 日、当該第三者の氏名又は名称その 他の施行規則で定める事項に関す る記録を作成しなければならない。 ただし、国内にある第三者への提 供においては、次の第1号から第7 号に該当る場合、記録の作成を要し ないものとする。

また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第4号に該当する場合、また、当該第三者が施行規則で定める基準を満たしているものであって、保護法第23条第5項各号に掲げる場合、記録の作成を要しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2)人(法人を含む。)の生命、身 体又は財産の保護のために必要 がある場合であって、本人の同意 を得ることが困難であるとき
- (3)公衆衛生の向上又は児童の健全 な育成の推進のために特に必要 がある場合であって、本人の同意 を得ることが困難であるとき
- (4)国の機関若しくは地方公共団体 又はその委託を受けた者が法令 の定める事務を遂行することに

(新設)

・保護法第25条第1項(新設)の反映

「第25条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者(第2条第5項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれか(前条の規定による個人データの提供にあっては、第23条第1項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りではない。」

11 -2 th 1. 1-2 V = 12 + 2 H A	T	
対して協力する必要がある場合		
であって、本人の同意を得ること		
により当該事務の遂行に支障を		
及ぼすおそれがあるとき		
(5)会員が利用目的の達成に必要な		
<u>範囲内において個人データ取扱</u>		
いの全部又は一部を委託するこ		
とに伴って当該個人データが提		
供される場合		
(6)合併その他の事由による事業の		
承継に伴って個人データが提供		
される場合		
(7)特定の者との間で共同して利用		
される個人データが当該特定の		
者に提供される場合であって、そ		
<u>の旨並びに共同して利用される</u>		
個人データの項目、共同して利用		
する者の範囲、利用する者の利用		
目的及び当該個人データの管理		
について責任を有する者の氏名		
又は名称について、あらかじめ、		
本人に通知し、又は本人が容易に		
知り得る状態に置いているとき		
(第三者提供を受ける際の確認等)	(新設)	・保護法第26条第1項(新設)の反映
(第三者提供を受ける際の確認等) 第 13 条の 4 会員は、第三者から個	(新設)	・保護法第26条第1項(新設)の反映 「第26条 個人情報取扱事業者は 第三者から個人データの提要
第13条の4 会員は、第三者から個	(新設)	「第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要
第13条の4 会員は、第三者から個 人データの提供を受けるに際し、次	(新設)	「第 26 条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要 を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるとこ
第13条の4 会員は、第三者から個 人データの提供を受けるに際し、次 に掲げる場合を除き、当該第三者の	(新設)	「第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要 を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるとこ ろにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。
第13条の4 会員は、第三者から個 人データの提供を受けるに際し、次 に掲げる場合を除き、当該第三者の 氏名又は名称及び住所並びに法人	(新設)	「第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5
第13条の4 会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない	(新設)	「第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
第13条の4 会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めの	(新設)	「第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
第13条の4 会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又	(新設)	「第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定め
第13条の4 会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人)の氏名、当該第三者によ	(新設)	「第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名
第13条の4 会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の	(新設)	「第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定め
第13条の4 会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第26条第3項	(新設)	「第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名
第13条の4 会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第26条第3項に定める事項に関する記録を作成	(新設)	「第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名
第13条の4 会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第26条第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。	(新設)	「第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名 2 当該第三者による当該個人データの取得の経緯」
第13条の4 会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第26条第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。	(新設)	「第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名2 当該第三者による当該個人データの取得の経緯」 ・ガイドライン(確認・記録義務編)2-2-1等の反映
第13条の4 会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第26条第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。 ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確	(新設)	「第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名2 当該第三者による当該個人データの取得の経緯」 ・ガイドライン(確認・記録義務編)2-2-1等の反映「2-2-1 形式的には第三者提供の外形を有する場合であっ
第13条の4 会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第26条第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。 ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認・記録義務は適用されない。	(新設)	「第 26 条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 23 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名2 当該第三者による当該個人データの取得の経緯」 ・ガイドライン(確認・記録義務編)2-2-1等の反映「2-2-1 形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録
第13条の4 会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第26条第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。 ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認・記録義務は適用されない。 (1)法令に基づく場合	(新設)	「第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名 2 当該第三者による当該個人データの取得の経緯」 ・ガイドライン(確認・記録義務編)2-2-1等の反映「2-2-1 形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供については、同義務
第13条の4 会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第26条第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。 ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認・記録義務は適用されない。 (1)法令に基づく場合 (2)人(法人を含む。)の生命、身	(新設)	「第 26 条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 23 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名2 当該第三者による当該個人データの取得の経緯」 ・ガイドライン(確認・記録義務編)2-2-1等の反映「2-2-1 形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録
第13条の4 会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第26条第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。 ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認・記録義務は適用されない。 (1)法令に基づく場合 (2)人(法人を含む。)の生命、身体又は財産の保護のために必要	(新設)	「第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名 2 当該第三者による当該個人データの取得の経緯」 ・ガイドライン(確認・記録義務編)2-2-1等の反映「2-2-1 形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供については、同義務
第13条の4 会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第26条第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認・記録義務は適用されない。 (1)法令に基づく場合 (2)人(法人を含む。)の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意	(新設)	「第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名 2 当該第三者による当該個人データの取得の経緯」 ・ガイドライン(確認・記録義務編)2-2-1等の反映「2-2-1 形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供については、同義務
第13条の4 会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第26条第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認・記録義務は適用されない。 (1)法令に基づく場合 (2)人(法人を含む。)の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき	(新設)	「第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名 2 当該第三者による当該個人データの取得の経緯」 ・ガイドライン(確認・記録義務編)2-2-1等の反映「2-2-1 形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供については、同義務
第13条の4 会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第26条第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認・記録義務は適用されない。 (1)法令に基づく場合 (2)人(法人を含む。)の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (3)公衆衛生の向上又は児童の健全	(新設)	「第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名 2 当該第三者による当該個人データの取得の経緯」 ・ガイドライン(確認・記録義務編)2-2-1等の反映「2-2-1 形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供については、同義務
第13条の4 会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第26条第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認・記録義務は適用されない。 (1)法令に基づく場合 (2)人(法人を含む。)の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき	(新設)	「第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名 2 当該第三者による当該個人データの取得の経緯」 ・ガイドライン(確認・記録義務編)2-2-1等の反映「2-2-1 形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供については、同義務
第13条の4 会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第26条第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認・記録義務は適用されない。 (1)法令に基づく場合 (2)人(法人を含む。)の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (3)公衆衛生の向上又は児童の健全	(新設)	「第26条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提要を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名 2 当該第三者による当該個人データの取得の経緯」 ・ガイドライン(確認・記録義務編)2-2-1等の反映「2-2-1 形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供については、同義務

(4)国の機関若しくは地方公共団体		
又はその委託を受けた者が法令		
の定める事務を遂行することに		
対して協力する必要がある場合		
であって、本人の同意を得ること		
により当該事務の遂行に支障を		
<u>及ぼすおそれがあるとき</u>		
(5)会員が利用目的の達成に必要な		
- 範囲内において個人データ取扱		
いの全部又は一部を委託するこ		
とに伴って当該個人データが提		
供される場合		
(6)合併その他の事由による事業の		
本継に伴って個人データが提供		
される場合		
(7)特定の者との間で共同して利用		
される個人データが当該特定の		
者に提供される場合であって、そ		
の旨並びに共同して利用される		
個人データの項目、共同して利用		
する者の範囲、利用する者の利用		
目的及び当該個人データの管理		
について責任を有する者の氏名		
又は名称について、あらかじめ、		
本人に通知し、又は本人が容易に		
<u>知り得る状態に置いているとき</u>		
(第三者提供時の記録に係る保存期	(新設)	【参考】施行規則第 14 条
(第三者提供時の記録に係る保存期 間)	(新設)	【参考】施行規則第 14 条 「(第三者提供に係る記録の保存期間)
	(新設)	
問)	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間)
間) 第13条の5 前2条に従い作成した	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間
間)第13条の5前2条に従い作成した記録については、それぞれ当該記録	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算し
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算し て1年を経過する日までの間
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日 から起算して3年を経過する日までの間
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日 から起算して3年を経過する日までの間 (3)前二号以外の場合 3年」
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日 から起算して3年を経過する日までの間 (3)前二号以外の場合 3年」 【参考】施行規則第18条
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日 から起算して3年を経過する日までの間 (3)前二号以外の場合 3年」 【参考】施行規則第18条 「(第三者提供を受ける際の記録の保存期間)
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日 から起算して3年を経過する日までの間 (3)前二号以外の場合 3年」 【参考】施行規則第18条 「(第三者提供を受ける際の記録の保存期間) 第18条 法第26条第4項の個人情報保護委員会規則で定める期間
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日 から起算して3年を経過する日までの間 (3)前二号以外の場合 3年」 【参考】施行規則第18条 「(第三者提供を受ける際の記録の保存期間) 第18条 法第26条第4項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日 から起算して3年を経過する日までの間 (3)前二号以外の場合 3年」 【参考】施行規則第18条 「(第三者提供を受ける際の記録の保存期間) 第18条 法第26条第4項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日 から起算して3年を経過する日までの間 (3)前二号以外の場合 3年」 【参考】施行規則第18条 「(第三者提供を受ける際の記録の保存期間) 第18条 法第26条第4項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第16条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日 から起算して3年を経過する日までの間 (3)前二号以外の場合 3年」 【参考】施行規則第18条 「(第三者提供を受ける際の記録の保存期間) 第18条 法第26条第4項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第16条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算し
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日 から起算して3年を経過する日までの間 (3)前二号以外の場合3年」 【参考】施行規則第18条 「(第三者提供を受ける際の記録の保存期間) 第18条 法第26条第4項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第16条第3項に規定する方法により記録を作成した場合最 後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算し て1年を経過する日までの間
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日 から起算して3年を経過する日までの間 (3)前二号以外の場合 3年」 【参考】施行規則第18条 「(第三者提供を受ける際の記録の保存期間) 第18条 法第26条第4項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第16条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第16条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日 から起算して3年を経過する日までの間 (3)前二号以外の場合3年」 【参考】施行規則第18条 「(第三者提供を受ける際の記録の保存期間) 第18条 法第26条第4項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第16条第3項に規定する方法により記録を作成した場合最 後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第16条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日 から起算して3年を経過する日までの間 (3)前二号以外の場合 3年」 【参考】施行規則第18条 「(第三者提供を受ける際の記録の保存期間) 第18条 法第26条第4項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第16条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第16条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日 から起算して3年を経過する日までの間
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな	(新設)	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日 から起算して3年を経過する日までの間 (3)前二号以外の場合3年」 【参考】施行規則第18条 「(第三者提供を受ける際の記録の保存期間) 第18条 法第26条第4項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第16条第3項に規定する方法により記録を作成した場合最 後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第16条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな ければならない。		「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日 から起算して3年を経過する日までの間 (3)前二号以外の場合 3年」 【参考】施行規則第18条 「(第三者提供を受ける際の記録の保存期間) 第18条 法第26条第4項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第16条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第16条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日 から起算して3年を経過する日までの間
第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな ければならない。	(保有個人データに関する事項の公	「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日 から起算して3年を経過する日までの間 (3)前二号以外の場合 3年」 【参考】施行規則第18条 「(第三者提供を受ける際の記録の保存期間) 第18条 法第26条第4項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第16条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第16条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日 から起算して3年を経過する日までの間
間) 第13条の5 前2条に従い作成した 記録については、それぞれ当該記録 を作成した日から施行規則第14 条、第18条で定める期間保存しな ければならない。		「(第三者提供に係る記録の保存期間) 第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日 から起算して3年を経過する日までの間 (3)前二号以外の場合 3年」 【参考】施行規則第18条 「(第三者提供を受ける際の記録の保存期間) 第18条 法第26条第4項の個人情報保護委員会規則で定める期間 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各 号に定める期間とする。 (1)第16条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最 後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算し て1年を経過する日までの間 (2)第16条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成し た場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日 から起算して3年を経過する日までの間

関し、次に掲げる事項について、本 人の知り得る状態(本人の求めに応 じて遅滞なく回答する場合を含

む。) に置かなければならない。

なお、利用目的に第三者提供が含 まれる場合には、第2号の内容とし て、その旨を明らかにしなければな らない。

- (1) 会員の名称
- (2)全ての保有個人データの利用目 的(ただし、第8条第4項第1号 から第3号に該当する場合を除 < 。)
- (3)次項の規定による求め又は次条 第1項、第16条第1項若しくは 第17条第1項若しくは第2項の 規定による請求に応じる手続(第 20条の規定により手数料の額を 定めたときは、その手数料の額を 含む。)
- (4)保有個人データの取扱いに関す る自社における苦情の申出先
- (5)認定個人情報保護団体の名称及 び苦情の解決の申出先
- 2 会員は、本人から、当該本人が識 別される保有個人データの利用目 的の通知を求められたときは、本人 に対し、遅滞なく、これを通知しな ければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該 当する場合は、この限りではない。

- (1)前項の規定により当該本人が識 別される保有個人データの利用 目的が明らかな場合
- (2)第8条第4項第1号から第3号 に該当する場合
- 3 会員は、前項の規定に基づき求め られた保有個人データの利用目的 を通知しない旨の決定をしたとき は、本人に対し、遅滞なく、その旨 を通知しなければならない。

関し、次に掲げる事項について、本 人の知り得る状態(本人の求めに応 じて遅滞なく回答する場合を含 む。)に置かなければならない。な お、利用目的に第三者提供が含まれ る場合には、第2号の内容として、 その旨を記載しなければならない。

- (1) 会員の名称
- (2)すべての保有個人データの利用 目的(ただし、第8条第4項第1 号から第3号に該当する場合を 除く。)
- (3) 次項、次条第1項、第16条第 1項又は第17条第1項若しくは 第2項の規定による求めに応じ る手続(第20条の規定により手 数料の額を定めたときは、その手 数料の額を含む。)
- (4)保有個人データの取扱いに関す る自社における苦情の申出先
- (5)認定個人情報保護団体の名称及 び苦情の解決の申出先
- 2 会員は、本人から、当該本人が識 別される保有個人データの利用目 的の通知を求められたときは、本人 に対し、遅滞なく、これを通知しな ければならない。ただし、次の各号 のいずれかに該当する場合は、この 限りではない。
- (1)前項の規定により当該本人が識 別される保有個人データの利用 目的が明らかな場合
- (2)第8条第4項第1号から第3号 に該当する場合
- 3 会員は、前項の規定に基づき求め られた保有個人データの利用目的 を通知しない旨の決定をしたとき は、本人に対し、遅滞なく、その旨 を通知しなければならない。

- ガイドライン(通則編)3-5-1(1)の反映 「※2 利用目的に第三者提供が含まれる場合は、その旨も明ら かにしなければならない。」
- ・保護法第27条第2項第2号の字句の変更の反映
- ・保護法第27条第2項第3号の字句の反映

(開示)

第15条 会員は、本人から、当該本 | 第15条 会員は、本人から、当該本 人が識別される保有個人データに ついて開示(存在しないときにはそ の旨を知らせることを含む。)の請 <u>求を受けた</u>ときは、本人に対し、書 面の交付による方法(開示の請求を <u>行った者が同意した方法があると</u> きはその方法)により、遅滞なく、 当該保有個人データを開示しなけ ればならない。

ただし、開示することにより次の いずれかに該当する場合は、その全

(開示)

人が識別される保有個人データに ついて開示を求められたときは、本 人に対し、書面の交付による方法 <u>(開示の求めを行った者が同意し</u> た方法があるときは、当該方法)に より、遅滞なく、当該保有個人デー タを開示しなければならない。ただ し、開示することにより次のいずれ かに該当する場合は、その全部又は 一部を開示しないことができる。

ガイドライン(通則編)3-5-2を反映 「3-5-2 (省略)

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される 保有個人データの開示(存在しないときにはその旨を知らせ ることを含む。)の請求を受けたときは、本人に対し、書面の 交付による方法(開示の請求を行った者が同意した方法があ るときはその方法)により、遅滞なく、当該保有個人データ を開示しなければならない。(省略)」

部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、 財産その他の権利利益を害する おそれがある場合
- (2)会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3)他の法令に違反することとなる場合
- 2 会員は、前項の規定による請求に 係る保有個人データの全部又は一 部について開示しない旨の決定を したとき又は当該保有個人データ が存在しないときは、本人に対し、 遅滞なく、その旨を通知しなければ ならない。また、その決定の理由に ついて、根拠とした法の条文及び判 断の基準となる事実を示して、遅滞 なく説明を行うこととする。
- (1)本人又は第三者の生命、身体、 財産その他の権利利益を害する おそれがある場合
- (2)会員の業務の適正な実施に著し い支障を及ぼすおそれがある場 合
- (3)他の法令に違反することとなる場合
- 2 会員は、前項の規定に<u>基づき、求められた</u>保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を示して、遅滞なく説明を行うこととする。
- ・保護法第28条第3項(改正部分)の反映
- 「第28条 3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による請求 に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨 の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないとき は、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならな い。」

(訂正等)

- 第16条 会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)の請求を受けた場合は、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 2 会員は、前項の<u>請求に係る</u>保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。なお、会員が訂正等を行わない場合は、訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

(訂正等)

- 第16条 会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 2 会員は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。なお、会員が訂正等を行わない場合は、訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

・ガイドライン(通則編)3-5-3の反映「3-5-3 (省略)

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保 有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって、 内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)の請求 を受けた場合は、利用目的の達成に必要な範囲で遅滞なく必要

を受けた場合は、利用目的の達成に必要な範囲で遅滞なく必要 な調査を行い、その結果に基づき、原則として、訂正等を行わ なければならない。

なお、個人情報取扱事業者は、法第29条第2項の規定に基づき請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を本人に通知しなければならない。(省略)」

(利用停止等)

第17条 会員は、本人から、当該本 人が識別される保有個人データが 第5条の規定に違反して取り扱わ れたものであるという理由又は第 (利用停止等)

第17条 会員は、本人から、当該本 人が識別される保有個人データが 第5条の規定に違反して取り扱わ れたものであるという理由又は第 ・ガイドライン(通則編) 3-5-4の反映

「3-5-4 (省略)

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保 有個人データが、法第16条の規定に違反して本人の同意なく目 的外利用がされている、又は法第17条の規定に違反して偽りそ 7条の規定に違反して取得され<u>た</u>という理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。) <u>の請求を受けた</u>場合であって、その<u>請求</u>に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 会員は、本人から、当該本人が識 別される保有個人データが第13条 第1項の規定又は第13条の2の規 定に違反して第三者に提供されて いるという理由によって、当該保有 個人データの第三者への提供の停 止の請求を受けた場合であって、そ の請求に理由があることが判明し たときは、遅滞なく、当該保有個人 データの第三者への提供を停止し なければならない。ただし、当該保 有個人データの第三者への提供の 停止に多額の費用を要する場合そ の他の第三者への提供を停止する ことが困難な場合であって、本人の 権利利益を保護するため必要なこ れに代わるべき措置をとるときは、 この限りでない。
- 3 会員は、第1項の規定による請求 に係る保有個人データの全部若し くは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(本人から求められた措置と異なる措置を行う場合には、その措置内容を含む。)を通知しなければならない。

7条の規定に違反して取得されて いるという理由によって、当該保有 個人データの利用の停止又は消去 (以下「利用停止等」という。)を 求められた場合であって、その求め に理由があることが判明したとき は、違反を是正するために必要な限 度で、遅滞なく、当該保有個人デー タの利用停止等を行わなければな らない。ただし、当該保有個人デー タの利用停止等に多額の費用を要 する場合その他の利用停止等を行 うことが困難な場合であって、本人 の権利利益を保護するため必要な これに代わるべき措置をとるとき は、この限りでない。

- 2 会員は、本人から、当該本人が識 別される保有個人データが第 13 条 第1項の規定に違反して第三者に 提供されているという理由によっ て、当該保有個人データの第三者へ の提供の停止を求められた場合で あって、その求めに理由があること が判明したときは、遅滞なく、当該 保有個人データの第三者への提供 を停止しなければならない。ただ し、当該保有個人データの第三者へ の提供の停止に多額の費用を要す る場合その他の第三者への提供を 停止することが困難な場合であっ て、本人の権利利益を保護するため 必要なこれに代わるべき措置をと るときは、この限りでない。
- 3 会員は、第1項の規定に基づき求 められた保有個人データの全部若 しくは一部について利用停止等を 行ったとき若しくは利用停止等を 行わない旨の決定をしたとき又は 前項の規定に基づき求められた保 有個人データの全部若しくは一部 について第三者への提供を停止し たとき若しくは第三者への提供を 停止しない旨を決定したときは、本 人に対し、遅滞なく、その旨(本人 から求められた措置と異なる措置 を行う場合には、その措置内容を含 む。)を通知しなければならない。

の他不正の手段により個人情報が取得され若しくは本人の同意なく要配慮個人情報が取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等を行わなければならない。

また、個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、法第23条第1項又は第24条の規定に違反して本人の同意なく第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、第三者提供を停止しなければならない。(省略)」

・保護法第30条第5項(改正部分)の反映

「第30条 5 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による請求 に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等 を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたと き、又は第三項の規定による請求に係る保有個人データの全部 若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは 第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対 し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。」

(理由の説明)

第18条 会員は、第14条第3項、第 15条第2項、第16条第2項又は前 条第3項の規定により、本人から求 められ、又は請求された措置の全部 又は一部について、その措置をとら (理由の説明)

第18条 会員は、第14条第3項、第 15条第2項、第16条第2項又は前 条第3項の規定により、本人から求 められた措置の全部又は一部につ いて、その措置をとらない旨を通知 ・金融分野ガイドライン第14条(改正部分)の反映

「第14条 金融分野における個人情報取扱事業者は、法第31条に従い、法第27条第3項、第28条第3項、第29条第3項又は第30条第5項の規定により、本人に求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合において、本

ない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合において、本人に対しその理由を説明する際には、措置をとらないこと又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すこととする。

する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合<u>は</u>、本人に対し、措置をとらないこと又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を<u>示し、そ</u>の理由を説明することとする。

人に対しその理由を説明する際には、措置をとらないこととし、 又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実 を示すこととする。」

(開示等の請求等に応じる手続)

第19条 会員は、第14条第2項<u>の規</u> 定による求め又は15条第1項、第 16条第1項若しくは第17条第1項 若しくは第2項の規定による<u>請求</u> (以下「開示等の<u>請求等</u>」という。) に関し、その受付け方法として、次 の各号に掲げる事項を定めること ができる。この場合において、会員 は、自らの個人情報保護に関する考 え方及び方針に関する宣言(いわゆ るプライバシーポリシー、プライバ シーステートメント等。以下「個人 情報保護宣言」という。)と一体と して、インターネットのホームペー ジでの常時掲載又は本店その他の 営業所の窓口等での掲示・備付け等 を行うこととする。

なお、開示等の<u>請求等</u>は、<u>施行令</u>第11条に規定する代理人(未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。以下同じ。)によってすることができる。

- (1) 開示等の請求等の申出先
- (2)開示等の<u>請求等</u>に際して提出すべき書面の様式、その他の開示等の<u>請求等の受付方法</u>
- (3)開示等の<u>請求等</u>をする者が本人 又は代理人であることの確認方 法
- (4) <u>保護法第33条第1項</u>の手数料 の金額とその徴収方法(無料とす る場合を含む。)
- (5)開示等の請求等の対象となる保 有個人データの特定に必要な事 項
- <u>(6)</u>開示等の<u>請求等</u>に対する回答方 法等
- (7) 開示等の求めをする者が代理人 である場合の代理権を確認する

(開示等の水めに応じる手続)

第19条 会員は、第14条第2項、第 15条第1項、第16条第1項<u>又は</u>第 17 条第1項若しくは第2項の規定 による<u>求め</u>(以下「開示等の<u>求め</u>」 という。) に関し、その<u>求めを</u>受け 付ける方法として、次の各号に掲げ る事項を定めることができる。この 場合において、会員は、事業者の個 人情報保護に関する考え方及び方 針に関する宣言(いわゆるプライバ シーポリシー、プライバシーステー トメント等。以下「個人情報保護宣 言」という。)と一体として、イン ターネットのホームページでの常 時掲載又は営業所の窓口等での掲 示・備付け等を行うこととする。

なお、開示等の<u>求め</u>は、代理人(未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。以下同じ。)によってすることができる。

- (1) 開示等の<u>求め</u>の申出先
- (2) 開示等の<u>求め</u>に際して提出すべき書面の<u>様式</u>その他の開示等の<u>求</u>めの方式
- (3)開示等の<u>求め</u>をする者が本人又 は<u>その</u>代理人であることの確認方 法
- (4)<u>次条</u>の手数料の金額とその徴収 方法 (無料とする場合を含む。)

(新設)

(5)開示等の求めに対する回答方法 等

(6) 開示等の求めをする者が代理人 である場合の代理権を確認する方 ・保護法第32条(改正部分)の反映

保護法第32条において「開示等の<u>求め</u>」を「開示等の<u>請求</u>」 としていることから本条に反映。

・第8条第1項の変更に合わせる。

【参考】施行令第11条

「(開示等の請求等をすることができる代理人)

- 第11条 法第32条第3項の規定により開示等の請求等をすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。
- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- (2) 開示等の請求等をすることにつき本人が委任した代理人」

【参考】保護法第33条第1項

「(手数料)

第33条 個人情報取扱事業者は、第27条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第28条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。」

・明確化のため追加

方法 2 代理人による開示等の <u>請求等</u> に対して、会員が本人にのみ直接開示等することは妨げられない。	法 2 代理人による開示等の <u>求め</u> に対して、会員が本人にのみ直接開示等することは妨げられない。	
3 会員は、前2項の規定に基づき開示等の <u>請求等</u> に関する手続を定めるにあたっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。	3 会員は、前2項の規定に基づき開示等の <u>求め</u> に関する手続を定めるにあたっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。	
(手数料) 第20条 会員は、第14条第2項の規定による保有個人データの利用目的の通知を求められたとき又は第15条第1項の規定による保有個人データの開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。 2 会員は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲において、その手数料の額を定めなければならない。	定による保有個人データの利用目的の通知又は第15条第1項の規定による保有個人データの開示 <u>を求められた</u> ときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。 2 会員は、前項の規定により手数料	 保護法第33条第1項の反映 (前条備考を参照) ガイドライン (通則編) 3-5-7に合わせて削除
(会員に <u>よる</u> 苦情の処理) 第 21 条 会員は、個人情報の取扱い に関する苦情 <u>の</u> 適切かつ迅速な処 理 <u>に</u> 努めなければならない。 2 会員は、苦情受付窓口の設置 <u>や苦</u>	(会員に <u>おける</u> 苦情の処理) 第21条 会員は、個人情報の取扱い に関する苦情 <u>を受けたときは、その</u> 内容について調査し、合理的な期間 内に、適切かつ迅速に処理するよう 努めなければならない。 2 会員は、 <u>苦情処理手順の策定、</u> 苦	・ガイドライン(通則編)3-6の反映 「3-6(省略) 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。 また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。(省略)」
情処理手順の策定、苦情処理に当たる役職員への十分な教育・研修 <u>等により、前項の目的を達成する</u> ために必要な体制の整備に努めなければならない。 (個人情報等の漏えい事案等への対	情受付窓口の設置、苦情処理に当たる役職員への十分な教育・研修 <u>な</u> ど、苦情処理を適切かつ迅速に行うために必要な体制の整備に努めなければならない。	・保護法第35条第2項の反映 「第35条 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するため に必要な体制の整備に努めなければならない。」 ・金融分野ガイドライン第17条第1項の反映
応) 第22条 会員は、個人情報の漏えい 事案等 <u>又は匿名加工情報の作成に</u>	第22条 会員は、個人情報の漏えい 事案等の事故が発生した場合には、	「第17条 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報の漏えい事案等又は匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第36条第1項の規定に

用いた個人情報から削除した記述 等及び個人識別符号並びに保護法 第36条第1項の規定により行った 加工の方法に関する情報の漏えい 事案(以下「個人情報等の漏えい事 案等」という。) の事故が発生した 場合には、金融庁及び本協会に報告 することとする。 また、個人情報等 の漏えい事案等のうち、行政手続に おける特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第2 条第8項に定める特定個人情報が 漏えいした場合には、あわせて個人 情報保護委員会にも報告するもの とする。

金融庁及び本協会に報告すること とする。<u>ただし、</u>特定個人情報<u>の</u>漏 えい事案の発生の場合には、あわせ て個人情報保護委員会にも報告す るものとする。

より行った加工の方法に関する情報の漏えい事案(以下「個人 情報等の漏えい事案等」という。)の事故が発生した場合には、 監督当局等に直ちに報告することとする。」

・特定個人情報の定義の明確化

- 2 会員は、個人情報等の漏えい事案 等の事故が発生した場合には、二次 被害の防止、類似事案の発生回避等 の観点から、当該事案等の事実関係 及び再発防止策等を早急に公表す ることとする。
- 3 会員は、個人情報等の漏えい事案 等の事故が発生した場合には、漏え い事案等の対象となった本人に速 やかに当該事案等の事実関係等の 通知<u>等</u>を行うこととする。
- 2 会員は、個人情報の漏えい事案等 の事故が発生した場合には、二次被 害の防止、類似事案の発生回避等の 観点から、漏えい事案等の事実関係 及び再発防止策等を早急に公表す ることとする。
- 3 会員は、個人情報の漏えい事案等 の事故が発生した場合には、漏えい 事案等の対象となった本人に速や かに漏えい事案等の事実関係等の 通知を行うこととする。
- ・金融分野ガイドライン第17条第2項、3項の反映 「第 17 条
- 2 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報等の漏 えい事案等の事故が発生した場合には、二次被害の防止、類 似事案の発生回避等の観点から、当該事案等の事実関係及び 再発防止策等を早急に公表することとする。
- 3 金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報等の漏 えい事案等の事故が発生した場合には、当該事案等の対象と なった本人に速やかに当該事案等の事実関係等の通知等を行 うこととする。」

(個人情報保護宣言の策定)

第23条 会員は、個人情報に対する 取組方針を、あらかじめ分かりやす く説明することの重要性に鑑み、個 人情報保護宣言を策定し、公表する こととする。

(個人情報保護宣言の策定)

- 第23条 会員は、個人情報に対する 取組方針を、あらかじめ分かりやす く説明することの重要性に鑑み、個 人情報保護宣言を策定し、公表する こととする。
- 以下の内容を記載することとする。
- (1)関係法令等の遵守、個人情報を 目的外に利用しないこと及び苦情 処理に適切に取り組むこと等、個 人情報保護への取組方針の宣言
- (2)個人情報の利用目的の通知・公 表等の手続についての分かりや すい説明
- (3) 保護法第27条における開示等 の手続等、個人情報保護の取扱い に関する諸手続についての分か りやすい説明

- 2 個人情報保護宣言には、例えば、 2 個人情報保護宣言には、例えば、 以下の内容を記載することとする。
 - (1)関係法令等の遵守、個人情報を 目的外に利用しないこと及び苦 情処理に適切に取り組むこと等、 個人情報保護への取組方針の宣 言
 - (2)個人情報の利用目的の通知・公 表等の手続についての分かりや すい説明
 - (3) 開示等の手続等、個人情報保護 の取扱いに関する諸手続につい ての分かりやすい説明
- ・金融分野ガイドライン第18条第1項③の反映 「第18条1③ 法第27条における開示等の手続等、個人情報の 取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明」

- 及び苦情処理の窓口
- 3 個人情報保護宣言には、消費者 等、本人の権利利益保護の観点か ら、事業活動の特性、規模及び実態 に応じて、次に掲げる点を考慮した 記述をできるだけ盛り込むよう努 めるものとする。
- (1)保有個人データについて本人か ら求めがあった場合には、ダイレ クトメールの発送停止など、自主 的に利用停止等に応じること。
- (2)委託の有無、委託する事務の内 容を明らかにする等、委託処理の 透明化を進めること。
- (3)会員がその事業内容を勘案して 顧客の種類ごとに利用目的を限 定して示したり、会員が本人の選 択による利用目的の限定に自主 的に取り組むなど、本人にとって 利用目的がより明確になるよう にすること。
- (4)個人情報の取得元又はその取得 方法(取得源の種類等)を可能な 限り具体的に明記すること。

- (4)個人情報の取扱いに関する質問 (4)個人情報の取扱いに関する質問 及び苦情処理の窓口
 - 3 個人情報保護宣言には、消費者 等、本人の権利利益保護の観点か ら、事業活動の特性、規模及び実態 に応じて、次に掲げる点を考慮した 記述をできるだけ盛り込むよう努 めるものとする。
 - (1)保有個人データについて本人か ら求めがあった場合には、ダイレ クトメールの発送停止など、自主 的に利用停止等に応じること。
 - (2)委託の有無、委託する事務の内 容を明らかにする等、委託処理の 透明化を進めること。
 - (3)会員がその事業内容を勘案して 顧客の種類ごとに利用目的を限 定して示したり、会員が本人の選 択による利用目的の限定に自主 的に取り組むなど、本人にとって 利用目的がより明確になるよう にすること。
 - (4)個人情報の取得元又はその取得 方法(取得源の種類等)を可能な 限り具体的に明記すること。

(本協会への報告等)

- 第24条 本協会は、会員に対し、当 第24条 本協会は、会員による本指 <u>該</u>会員による本指針の遵守を確認 するために、適宜報告を求めること ができる。
- 2 本協会は、会員に対し、本指針を 遵守させるために必要な指導、勧告 その他の措置を行う。
- 3 会員は、本指針を遵守するととも に、本協会が行う必要な指導及び勧 告その他の措置に従わなければな らない。

(本協会への報告等)

- 針の遵守を確認するために、適宜報 告を求めることができる。
- 2 本協会は、会員に対し、本指針を 遵守させるために必要な指導、勧告 その他の措置を行う。

(新設)

・字句の修正

会員の義務の明確化

附則

本指針は、本協会が保護法第37条 第 1 項の認定を受けた日から施行す る。

- 附 則 (平 27. 9. 28 一部改正) この改正は、平成27年9月28日か ら施行する。
- (注)改正条項は、次のとおりである。
- (1) 第7条第2項を新設
- (2) 第12条第1項及び第2項を改
- 附 則 (平 28. 10. 7 一部改正) この改正は、平成28年10月7日か ら施行する。

附則

本指針は、本協会が保護法第37条 第 1 項の認定を受けた日から施行す

- 附 則 (平 27. 9. 28 一部改正) この改正は、平成27年9月28日か ら施行する。
- (注)改正条項は、次のとおりである。
- (1) 第7条第2項を新設
- (2) 第12条第1項及び第2項を改
- 附 則 (平28.10.7一部改正) この改正は、平成28年10月7日か ら施行する。

(注)第22条第1項を改正。	(注)第22条第1項を改正。	
附則(平 29. 5. ○一部改正)		